

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月24日

【会社名】 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

【英訳名】 Concordia Financial Group, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺澤 辰磨

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社横浜銀行
経営企画部主計室 室長 斉藤 純一
株式会社東日本銀行
執行役員経営企画部長 酒井 隆

【最寄りの連絡場所】 株式会社横浜銀行 東京支店
東京都中央区日本橋2丁目7番1号
株式会社東日本銀行
東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 株式会社横浜銀行
(03)3272-4171(大代表)
株式会社東日本銀行
03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社横浜銀行 東京支店
副支店長 観田 裕充
株式会社東日本銀行
経営企画部総務室長 片山 修

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 900,738,069,511円(注)
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社横浜銀行(以下「横浜銀行」といいます。)及び株式会社東日本銀行(以下「東日本銀行」といいます。横浜銀行及び東日本銀行を併せて以下「両行」といいます。)の平成27年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月2日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年12月21日に開催された両行それぞれの臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、及び平成27年12月24日に両行それぞれの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、両行それぞれの臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

3 組織再編成に係る契約

7 組織再編成に関する手続

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(添付書類の追加)

横浜銀行の臨時株主総会議事録の写し

東日本銀行の臨時株主総会議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種 類 | 発 行 数 | 内 容 |
|------|----------------------------|--|
| 普通株式 | 1,333,476,193株 (注1、2、3) | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループにおける標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注4) |

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成27年9月8日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、平成27年12月21日に開催予定の両行の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

2～4 省略

(訂正後)

| 種 類 | 発 行 数 | 内 容 |
|------|----------------------------|--|
| 普通株式 | 1,333,476,193株 (注1、2、3) | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループにおける標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注4) |

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成27年9月8日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、平成27年12月21日に開催された両行の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

2～4 省略

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

3 【組織再編成に係る契約】

(訂正前)

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の臨時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成28年4月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成27年9月8日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。なお、両行は、平成27年10月30日付で経営統合契約書及び株式移転計画書の内容を一部変更しております(後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載は当該変更を反映したものとしております。)

本株式移転計画に基づき、横浜銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株、東日本銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.541株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成27年12月21日に開催される予定の横浜銀行の臨時株主総会及び同日に開催される予定の東日本銀行の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 省略

(訂正後)

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の臨時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成28年4月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成27年9月8日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。なお、両行は、平成27年10月30日付で経営統合契約書及び株式移転計画書の内容を一部変更しております(後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載は当該変更を反映したものとしております。)

本株式移転計画に基づき、横浜銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株、東日本銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.541株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、平成27年12月21日に開催された横浜銀行の臨時株主総会及び同日に開催された東日本銀行の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 省略

7 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、横浜銀行においては東日本銀行の、東日本銀行においては横浜銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、両行の本店に平成27年12月3日よりそれぞれ備え置く予定であります。その他に、横浜銀行もしくは東日本銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転の効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

中略

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

| | |
|--------------------|--|
| 平成27年9月8日(火) | 経営統合契約書及び株式移転計画書に係る取締役会決議、並びに、経営統合契約書の締結及び株式移転計画書の作成(両行) |
| 平成27年9月15日(火) | 臨時株主総会に係る基準日の公告日(両行) |
| 平成27年9月30日(水) | 臨時株主総会に係る基準日(両行) |
| 平成27年12月21日(月)(予定) | 株式移転計画承認臨時株主総会(両行) |
| 平成28年3月29日(火)(予定) | 東京証券取引所上場廃止日(両行) |
| 平成28年4月1日(金)(予定) | 当社設立登記日(効力発生日)及び当社株式上場日 |

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 省略

(訂正後)

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、横浜銀行においては東日本銀行の、東日本銀行においては横浜銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、両行の本店に平成27年12月3日よりそれぞれ備え置いております。その他に、横浜銀行もしくは東日本銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転の効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

中略

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

| | |
|-------------------|--|
| 平成27年9月8日(火) | 経営統合契約書及び株式移転計画書に係る取締役会決議、並びに、経営統合契約書の締結及び株式移転計画書の作成(両行) |
| 平成27年9月15日(火) | 臨時株主総会に係る基準日の公告日(両行) |
| 平成27年9月30日(水) | 臨時株主総会に係る基準日(両行) |
| 平成27年12月21日(月) | 株式移転計画承認臨時株主総会(両行) |
| 平成28年3月29日(火)(予定) | 東京証券取引所上場廃止日(両行) |
| 平成28年4月1日(金)(予定) | 当社設立登記日(効力発生日)及び当社株式上場日 |

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 省略

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

- 平成27年9月8日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る「株式移転計画書」の作成及び「経営統合契約書」の締結を決議いたしました。なお、両行は、平成27年10月30日付で「経営統合契約書」及び「株式移転計画書」の内容を一部変更しております。
- 平成27年12月21日 横浜銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成27年12月21日 東日本銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成28年4月1日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

後略

(訂正後)

- 平成27年9月8日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る「株式移転計画書」の作成及び「経営統合契約書」の締結を決議いたしました。なお、両行は、平成27年10月30日付で「経営統合契約書」及び「株式移転計画書」の内容を一部変更しております。
- 平成27年12月21日 横浜銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成27年12月21日 東日本銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成28年4月1日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

後略

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(訂正前)

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

ア 横浜銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成27年12月2日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成27年6月22日に関東財務局長に提出

イ 東日本銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成27年12月2日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成27年6月29日に関東財務局長に提出

(2) 省略

(訂正後)

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

ア 横浜銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年12月24日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成27年6月22日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成27年12月24日に関東財務局長に提出

イ 東日本銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年12月24日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成27年6月29日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成27年12月24日に関東財務局長に提出

(2) 省略